

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待防止推進月間とは

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を、「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待防止に対する問題に関心を持ってもらうよう、全国で啓発活動を行っています。

児童相談所虐待対応ダイヤル 189(いちはやく) ※24時間受付

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)の3桁の番号に電話をかけると、管轄する児童相談所につながります。(一部のIP電話からはつながりません。通話料は無料です。)



11月 総合センターの行事予定

1	水	(幼)おはなしらんど 赤ちゃんねころびアート申込	↑ 体 育 室 開 放 な し ↓	16	木	セクシュアルマイノリティ相談・学習会
2	木	保健相談		17	金	人権啓発ビデオ上映会 (小)卓球デー
3	金			18	土	
4	土			19	日	
5	日			20	月	(幼)親子で遊ぼうDAY
6	月			21	火	
7	火	親子で遊ぼうDAY申込		22	水	
8	水			23	木	
9	木			24	金	(小)卓球デー
10	金			25	土	
11	土	人権啓発講演会		26	日	
12	日			27	月	
13	月			28	火	
14	火			29	水	
15	水	(幼)おはなしらんど 人権啓発ビデオ上映会		30	木	(幼)赤ちゃんねころびアート

今月、来月は小学生の体育室の開放が**火、木曜日**になります。また、**金曜日は卓球デー**です。

遊び場開放

月～金

★遊戯室の開放時間：(幼)午前9時～午後4時半

★体育室の開放時間：(幼)午後1時～3時

(小)午後3時半～4時45分
(金曜日は午後4時半)

総合センター相談事業

生活人権相談

毎週月～金曜日
午前9時～午後5時

隣保館相談指導員が
対応します。

子育て相談

毎週月～金曜日
午前9時～午後5時

保育士や児童厚生員
の資格を持つ職員が
対応します。

セクシュアル マイノリティ 相談・学習会

毎月第4木曜日
午後1時半～4時
電話相談可、11/16

当事者団体の方、
隣保館相談指導員
が対応します。

保健相談

毎月第1木曜日
11/2、12/7
午後1時半～3時

保健師が
対応します。